

令和7年度 第19回人事委員会議事録

一 日 時 令和7年12月16日（火） 午前10時00分から10時15分まで

二 場 所 人事委員会委員室（県庁第二庁舎7階）

三 出席者

1 人事委員	委 員 長	中 本 久美子					
	委 員	細 田 耕 治					
	委 員	中 島 諒 人					
2 事務局職員	事 務 局 長	丸 山 真 治	次 長 兼 給 与 課 長	灘 尾 幸 三			
	任 用 課 長	湯 ノ ロ 修	係 長	淺 田 瑞 生			
	係 長	河 崎 卓 哉	係 長	前 田 智 大			
	主 事	玉 谷 航 祐	主 事	蓮 佛 藍 子			
	※事務局職員の委員室への入室は説明者など必要最小限の人数とし、必要に応じて執務室から呼び出す形で対応						
3 傍聴者	なし						

四 議 題

議案第1号 条例改正に対する本委員会の意見について

五 議 事

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、議事は公開とすることについて全員の合意を得た。

◇議案第1号

条例改正に対する本委員会の意見について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

県議会から求められた条例案に対する意見について、以下のとおり回答する。

1 条例案の名称

議案第20号 職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

2 条例の改正理由

職員又は警察職員が従事する銃器を用いた熊の捕獲又は殺傷に係る作業等の業務の特殊性に鑑み、当該業務に従事したときに支給する特殊勤務手当を新たに設ける。

3 改正の概要

(1) 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

ア 職員が市町村の求めに応じて銃器を用いて熊を捕獲し、又は殺傷する作業に従事した場合に支給する熊銃猟手当を新設し、当該手当の額は作業に従事した日1日につき24,000円とする。
イ 熊銃猟手当の支給を受けるときは、種雄牛馬等取扱手当（鳥獣の捕獲、搬送等の業務に係るものに限る。）は支給しないものとする。

(2) 警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

- ア 警察職員が次に掲げる業務に従事した場合に支給する熊対応手当を新設し、当該手当の額は作業に従事した日 1 日につき5,200円とする。
- (ア) 熊による人の生命、身体又は財産に対する危害を防止するため、ライフル銃を用いて、これを捕獲し、又は殺傷する任務に係る作業
- (イ) 緊急銃猟（熊に係るものに限る。）に係る作業
- (ウ) 警察官職務執行法第4条第1項の規定により関係者に対して命じた銃器を用いて熊を捕獲又は殺傷する措置に係る作業
- イ その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、公布の日とする。

4 条例案に対する当委員会の判断（案）

銃器を用いた熊の捕獲又は殺傷に係る危険を伴う業務の特殊性に鑑み、職員及び警察職員に支給する特殊勤務手当について所要の改正を行うものであり、異議はない。

なお、前例のない緊急措置であることに鑑み、今後、熊の銃猟の体制を整え、制度を運用していく中で、勤務実態による危険性の評価に基づき、民間の作業従事者との処遇のバランス、他の特殊勤務手当の支給業務とのバランスなどを参照して、対象業務を実施する体制を含め、対象業務の範囲や手当額など、熊の銃猟の対応について、継続して整理・検討を行われることを望む。

六 次回人事委員会の開催

令和7年12月18日（木）午後3時00分から開催することとした。